

市環 2－1

| | | | | | | |
|---|-------------------------------|---------|-----|--|--|--|
| 不利益処分の内容 | 産業廃棄物再生利用業の指定の取消し等 | | | | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 27 条 | | | | | |
| 担当 課 | 環境保全課 | 処 分 権 者 | 市 長 | | | |
| 設 定 日 | 平成 30 年 4 月 1 日 | | | | | |
| 処 分 基 準 | | | | | | |
| 産業廃棄物再生利用業の指定の取消し等は、法、政令、省令若しくは市規則又はこれらの法令に基づく処分に違反した場合に行うが、具体的には、行政処分の指針について（平成 30 年 3 月 30 日付環循規発第 18033028 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号に基づく再生利用業者の指定制度について（平成 6 年 4 月 1 日付衛産第 42 号厚生労働省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）に定めるところによるものとし、処分の程度については、鳥取市産業廃棄物処理業者等に対する行政処分実施要領（平成 30 年 4 月 1 日施行）に準じるものとする。 | | | | | | |

市環 2－2

| | | | | | | |
|---|-------------------|---------|-----|--|--|--|
| 不利益処分の内容 | 計画変更命令 | | | | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市水道水源保全条例第 12 条 | | | | | |
| 担当 課 | 環境保全課 | 処 分 権 者 | 市 長 | | | |
| 設 定 日 | 平成 17 年 1 月 1 日 | | | | | |
| 処 分 基 準 | | | | | | |
| 条例第 10 条第 1 項又は第 11 条の規定により届け出た者に行う計画変更の命令は、その届出にかかる排出水の汚染状態が対象事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）において条例第 7 条の排水基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、規則第 6 条に定める命令書により、相当の期限をもってこの基準に適合するための必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 | | | | | | |
| ここで、「相当の期限」とは、個々の具体的な内容に応じ、社会通念上必要な期間をいう。 | | | | | | |

市環 2－3

| | | | | | | |
|---|-------------------|---------|-----|--|--|--|
| 不利益処分の内容 | 改善命令等 | | | | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市水道水源保全条例第 14 条 | | | | | |
| 担当 課 | 環境保全課 | 処 分 権 者 | 市 長 | | | |
| 設 定 日 | 平成 17 年 1 月 1 日 | | | | | |
| 処 分 基 準 | | | | | | |
| 当該対象事業者の排出する排出水の汚染状態が排水基準に適合しないと認めるときは、当該事業者に対し、規則第 8 条に定める命令書により、個々の事案に応じ、相当の期限をもって改善命令、又は排出水の排出の一時停止など排水基準に適合するための必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 | | | | | | |
| ここで、「相当の期限」とは、個々の具体的な内容に応じ、社会通念上必要な期間をいう。 | | | | | | |

市環 2－4

| | | | | | | |
|---|---------------------------|---------|-----|--|--|--|
| 不利益処分の内容 | 過料の賦課 | | | | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市水道水源保全条例第 20 条及び第 21 条 | | | | | |
| 担当 課 | 環境保全課 | 処 分 権 者 | 市 長 | | | |
| 設 定 日 | 平成 17 年 1 月 1 日 | | | | | |
| 処 分 基 準 づく過料の賦課は、その法人の代表者又は法人もしくはその代理人、使用人その他の従業者に対 | | | | | | |
| 条例第 20 条及び第 21 条の規定に基し、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して過料を科す。過料の具体的な判断は、次に掲げるところによる。 | | | | | | |
| (1) 条例第 9 条第 2 項の規定に従わない者に対し、故意又は悪意の有無及びその程度、行為の程度及びその理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 | | | | | | |
| (2) 条例第 10 条第 1 項、若しくは 2 項又は第 11 条の規定に従わない者に対し、又は虚偽の届出をした者に対し、故意又は悪意の有無及びその程度、行為の程度及びその理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 | | | | | | |
| (3) 条例第 17 条の規定に従わない者に対し、故意又は悪意の有無及びその程度、行為の程度及びその理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 | | | | | | |